

**自分を発揮出来る
それが男女共同参画**

「男女共同参画社会」という言葉をこ存じですか。物事を、男のくせに、女らしく〜などという考えで決め付けず、個人の考えを大切にしようという社会です。家事をするのが得意な男性、キャリアウーマンとして働くことに生きがいを感じる女性など、その人の得意分野は性別に関係ありません。自分の得意な部分を発揮出来る社会。それが男女共同参画社会です。

「女性の地位向上」だけではありません

「男女共同参画」というと、職場でお茶くみばかりさせられてきた女性の職場での地位向上を訴えるものと思っいませんか。確かに、女性は出産により育児休暇を余儀なくされます。それによって退職させられることがないよう女性の地位向上を促すこともその目的の1つです。

それだけでなく、地域や家庭でも「台所は女の居場所」「町内会には男が行けばいい」などの固定的な性別での役割分担を見直そうという目的もあるのです。

「男は仕事、女は家庭」という考えに変化

内閣府が平成16年に行っ

男女共同参画を考える

誰だって

自分らしく暮らしたい。

**家族それぞれのカタチ
考えるきっかけに**

平成15年に市が行ったアンケートでは、「性別が違いうのだから、すべて一緒というだけの平等は不可能」「女性は出産しても働けるよう優遇措置が必要。それ自体が平等でない」といった意見が多く聞かれました。

「男は仕事、女は家庭」という考えは、男女共同参画とは、「平等」を目指すこと」ではなく、「お互いを認めること」

どういったカタチが自分たちにとって最も良いカタチなのか。家庭で、職場で話し合ってみてください。誰だって、自分らしく暮らしたいのですから。

性差がある以上、男女共同参画と男女平等を両立するのは不可能なのかもしれない。出産は女性にしか無いもの、だからこそ出産に対しては優遇措置が必要だし(もちろん、夫婦で育児を行うための優遇措置も必要)、それ自体が平等ではないと、女性に優遇措置が無

た「男女共同参画社会に関する世論調査」によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えに賛成か反対かという問いには、初めて反対(49%)が賛成(45%)を上回りました。昭和54年の同調査では、賛成が70%を超えていたのですから、これは大きな変化です。

**男女共同参画の団体
登録を募集します**

市は、男女共同参画社会の実現のための考えに賛同する団体を登録する制度を設けています。登録に関する申請手続きなど、詳しくはまちづくり振興課(内線253)へお問い合わせください。

支えあおう 果たす責任 みんな同じ
いいまちつくろう 参画計画
(平成18年度久慈市男女共同参画標語
中学生の部最優秀賞 工藤綾佳さん)

6月は「いわて男女共同参画推進月間」です
久慈市は、男女共同参画を推進しています

郵便投票 手続きはお早めに

選挙管理委員会(内線472)

身体障害や疾病のため、投票所で投票することができない方が、郵便などを利用して投票する制度です。次の要件に該当する方が利用できます。

自書できる方

①「身体障害者手帳」、「戦傷病者手帳」、「介護保険被保険者証」の交付を受けていること。②手帳などの記載が表1に該当すること。

表1

区分	障害の種類	障害の程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹または移動機能	1級または2級
	心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸または小腸	1級または3級
	免疫機能	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢または体幹	特別項症から第2項症
	心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸または小腸	特別項症から第3項症
	介護保険被保険者証	要介護状態区分

自書できない方

あらかじめ届け出た方に記載をもらう「代理記載制度」も利用できます。この制度を利用してできるのは、次の要件をすべて満たす方です。

①「身体障害者手帳」または「戦傷病者手帳」の交付を受けていること。②手帳などの記載が表2に該当すること。③代理記載人に選挙権があること。

このほか、手帳の交付を受けていなくても、都道府県知事などから障害の程度がこれらに該当すると書面による証

明を受けている方は、お問い合わせください。

※寝たきりの状態にある方も要件に該当しない方は制度を利用してできません

**制度の確認や手続きは
お早めに問い合わせください**

自分が制度の要件に該当するかどうかかわからない方は、選挙管理委員会にお早めにお問い合わせください。

また、現在、「郵便等投票証明書」をお持ちの方は、有効期限をご確認ください。期限切れの恐れがある場合は、更

表2

区分	障害の種類	障害の程度
身体障害者手帳	上肢または視覚の障害	1級
戦傷病者手帳	上肢または視覚の障害	特別項症から第2項症

**国民年金保険料の免除と猶予の申請
ご利用ください**

国保年金課(内線275)、山形総合支所住民生活課(内線142)

国民年金保険料には免除制度と猶予制度があります。7月~来年の6月までの申請を、7月から受け付けます。

免除制度

本人、配偶者、世帯主の所得に応じて「全額免除」「1/4の納付」「半額納付」「3/4の納付」の4段階の免除制度があります。

猶予制度

◇30歳未満
本人と配偶者の所得により判定される若年者納付猶予制度があります。
◇学生
本人だけの所得により判定される学生納付特例制度があります。

いずれの制度も所得の申告をしていないと該当するかどうか判定できませんので、申告を済ませて申請してください。年金を未納のままにしておくと、将来、老齢年金や障害年金を受けられなくなる場合があります。お早めの手続きをお願いします!
免除や猶予を受けた期間の保険料は、10年以内であれば追納(後払い)できます。

住宅リフォーム応援します!

商工観光課(内線352)

市は、住宅をリフォームした工事の経費に対して、商品券を交付する「住宅リフォーム奨励事業」を行っています。
▷対象=次のすべてに当てはまること…①市内に建てられている住居の所有者で、市内に住所がある方②市内に住所または営業所がある施工業者に依頼して工事を行う方③市税などを滞納していない方④工事などで、ほかの制度などで助成を受けていない方⑤すでにこの事業で商品券の交付を受けていない方
▷対象となる工事=住居するための住宅の改修、模様替えなどで、工事額が50万円以上
▷商品券の交付額=対象となる工事費の5%以内。限度額10万円
※申請は、必ず工事する前に行ってください